

凡　例

1. この年報は、「鉄道車両等生産動態統計調査規則」（昭和29年運輸省令第15号）に基づき実施している「鉄道車両等生産動態統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）の調査結果を収録したものである。
2. 記号については次のとおりである。
「-」該当数字がないもの。「…」資料がないか不明のもの。「r」改訂されたもの。
「+」、「-」概算契約に伴う確定金額との差額分又はそれによる調整後の金額。なお、年度補正によるr印は省略している。
3. この年報による品目は「鉄道車両等生産動態統計調査規則の規定に基づく鉄道車両等品目分類表」（平成16年4月1日付け国土交通省告示第411号）によるものである。
4. 2009年4月分より、鉄道車両生産（新造）調査については「鉄道車両等生産動態統計月報」により、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については「鉄道車両等生産動態統計四半期報」により公表している。
5. 2015年4月分より、調査の対象範囲を見直し、調査対象事業所を変更した。

調査区分	(旧) 対象事業所	(新) 対象事業所
鉄道車両生産（新造）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所
鉄道車両生産（改造・修理）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道車両部品生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道信号保安装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時50人以上の従業員を使用する事業所
索道搬器運行装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所

7. 「索道搬器運行装置」の各品目の金額は、索道の設備一式の契約金額から調査対象となる各索道装置組立品の運搬費及び現地での据付費、土木工事等建設関係費を差し引いた金額である。
8. 2015年4月分より、『JR』、『民需』の需要先について、『JR』、『民鉄等』と名称変更するとともに、公的企業（特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係（政府による出資率50%以上であること等）が存在するもの等）の別を追加した。
9. 2015年4月分より、『手持』を『受注残』に名称変更した。

鉄道車両品目分類表

鉄道車両

機関車	電気機関車	直流電気機関車 交直流電気機関車 交流電気機関車
	ディーゼル機関車	液体式ディーゼル機関車 電気式ディーゼル機関車
	その他の機関車	
旅客車	電車（新幹線を除く）	電動車（制御電動車を含む） 制御車 付随車 その他の電車 (荷物車、食堂車、郵便車等を含む)
	新幹線	電動車（制御電動車を含む） 制御車 付随車 その他の新幹線 (保守用車両等を含む)
	ディーゼル車	ディーゼル動車 その他のディーゼル車 (荷物車、食堂車、郵便車等を含む)
	客車 (荷物車、食堂車、郵便車等を含む)	
	その他の旅客車 (ガスターイン車、索道搬器(閉式に限る)等を含む)	
貨物車	コンテナ車 タンク貨車（水運車を含む） その他の貨物車	
特殊車両（保守用車両等含む）		

鉄道車両部品

動力発生装置	ディーゼル機関
	その他の動力発生装置
動力伝達装置	液体式変速機
	逆転機
	推進軸
	歯車
台車及び車体用品	台車
	連結装置
	ばね
	オイルダンパ (連結装置に含まれるものから除く)
	輪軸用品
	軸箱
	軸受
ブレーキ装置	その他の台車及び車体用品
	制輪子
	空気ブレーキ用品 (ディスクブレーキ用品を含む)
電気機器	その他のブレーキ装置
	主電動機
	主変圧器
	主変換装置
	補助電源装置
	制御装置
	集電装置
	点燈装置
	電気冷・暖房装置
	モニタ装置
ディーゼル機関用機器	車上用列車自動制御装置用品
	その他の電気機器
補助機器	
コンテナ	
その他の鉄道車両部品	

鉄道信号保安装置

電気信号用品	架類	
	継電器	
	車内警報装置用品（地上装置及び直付けする継電器を含む）	
	電気信号機用品（入替用機構、地上中継機構等を含む）	
	電気、電空転てつ機	
	電気連動装置	
	踏切保安装置	自動踏切しゃ断機 その他の踏切保安装置
	信号用変圧器類	
	ボンド類	
	電源装置	
	信号線路用品	信号ケーブル その他の信号線路用品
	その他の電気信号用品	
機械信号用品(カーリターダ用品を含む)		
分岐器用品		

索道搬器運行装置

索道搬器運行装置	普通索道装置
	特殊索道装置
	貨物索道装置
	その他の索道装置
	単体部品

鉄道車両等生産動態統計調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、鉄道車両等生産動態統計（鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

2. 調査対象

全国の鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置、索道搬器運行装置の製造を行う事業所であって、これらの製造にそれぞれ以下の従業員を使用するもの。

鉄道車両生産（新造）	→ 全ての事業所
鉄道車両生産（改造・修理）	→ 従業員30人以上の事業所
鉄道車両部品生産	→ 従業員30人以上の事業所
鉄道信号保安装置生産	→ 従業員50人以上の事業所
索道搬器運行装置生産	→ 全ての事業所

3. 調査方法

調査は、国土交通大臣が選定する全国の鉄道車両等の製造を行う事業所に対して郵送等により調査票を配布し、回収を行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

4. 調査時期

鉄道車両生産（新造）調査については、毎月調査を行っており、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品生産調査、鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については、四半期毎に調査を行っている。

利用上の注意

1. この統計にいう「鉄道車両」とは、鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の事業の用に供する車両である。なお、産業車両（工場、鉱山等において自己のためにのみ使用し、その鉄道、軌道又は無軌条電車の敷設に関し、国土交通大臣の免許又は許可を必要としないものに用いられる車両）は調査対象から除外している。
2. 金額は、消費税を含めた工場渡し「生産者販売価格」による。ただし、輸出車両については、消費税を含まぬF O B（本船渡し）価格による。なお、輸出実績は、契約ベースのものと必ずしも一致しない。
3. 年初受注残（＝年度末受注残）については、年間補正により修正される場合がある。
4. 2003年度において鉄道車両等品目分類表の見直しを行い、「鉄道車両等生産動態統計調査規則の規定に基づく鉄道車両等品目分類表」（平成16年4月1日付け国土交通省告示第411号）を定め、2004年4月分調査より本分類表に基づき調査を実施している。
5. 2008年度において調査周期、公表方法等の見直しを行い、2009年4月分より鉄道車両生産（新造）調査については「鉄道車両等生産動態統計月報」、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については「鉄道車両等生産動態統計四半期報」により公表している。
6. 2014年度において調査対象範囲の見直しを行い、2015年3月分以前と2015年4月分以降は調査対象事業所数が異なるため、公表値の連続性は担保されない。
7. 2019年度において平成28年経済センサス活動調査の調査票情報等を活用した母集団情報及び調査対象事業所の更新を行い、2020年3月分以前と2020年4月分以降は調査対象事業所数が異なるため、公表値の連続性は担保されない。